

一般競争入札公告

社会福祉法人長寿会 特別養護老人ホーム内間木苑増築工事に伴う物品購入に関する一般競争入札について下記の通り公告します。

令和1年10月29日

社会福祉法人 長寿会
理事長 塩味 敏子

記

1. 入札内容

- | | |
|-------------|---|
| (1)購入備品 | ベッド・医療介護備品一式
(ベッド及び付属品・吸引機・車椅子等)
設備備品一式
(特殊浴槽・洗濯乾燥機・配膳車等)
家具・什器・家電一式
(事務機器・木製家具・一般家電等) |
| (2)購入備品の仕様等 | 仕様書による |
| (3)納入期限 | 令和2年1月31日 |
| (4)納入場所 | 埼玉県朝霞市上内間木 498-4
特別養護老人ホーム内間木苑 |

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 埼玉県電子入札共同システムの「物品等」に登録のある事業所で、平成31年・32年度格付けがBランク以上であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 医療機器においては、薬事法関連の認可を有する者。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設への納入実績(件名、金額、工期等)があること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

3. 入札条件等

- | | |
|-----------|--------|
| (1)入札方法 | 一般競争入札 |
| (2)予定価格 | 非公表 |
| (3)最低制限価格 | 無 |
| (4)入札保証金額 | 無 |

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和1年11月7日(木)(午後1時まで)
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時まで(7日は午後1時まで)
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
イ 一般競争入札参加資格等確認誓約書(様式有)
ウ 会社案内・会社経歴書
エ 平成31・32年度埼玉県競争入札参加資格ランクの書類
オ 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設の納入実績(件名、金額、工期等)を証する契約書の写し
- (4) 提出方法 郵送(事前連絡必須) 締切日午後1時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒351-0001 埼玉県朝霞市上内間木 498-4
社会福祉法人 長寿会
担当: 塩味 健
電話: 048-458-2021
E-mail: uchimagi@aq.wakwak.com

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には仕様等[入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書]を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和1年10月29日(火)
- (2) 応募締切日時 令和1年11月7日(木) 午後1時まで
- (3) 仕様書配布日時 令和1年11月7日(木)
- (4) 質疑書提出日時 令和1年11月14日(木)
質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (5) 入札予定日 令和1年11月29日(金) 午前10時00分~(即日開札)
- (6) 入札場所 埼玉県朝霞市上内間木 498-4 特別養護老人ホーム内間木苑 会議室

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札に参加する者の数が1者であるときは、1回のみ入札を行い再入札は行わない。
- (3) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(入札は二回まで)
- (4) 上記(3)によっても落札者がいない場合は、及びの場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人にて入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

入札に参加する資格のない者がした入札

郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

談合その他不正行為があったと認められる入札

虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2 者以上の入札書を提出した者がしたものの、又は 2 者以上の者の代理をした者がしたもの

前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。